奈良県養護老人ホ A の設備及び運営の基準に関する条例 の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

令和六年三月二十七日

奈良県知事 山 下 真

奈良県条例第四十三号

条例第十二号) 奈良県養護老人ホ 奈良県養護老人ホ \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 Δ \mathcal{O} 設備及び運営の基準に関する条例 ムの設備及び運営の基準に関する条例の (平成二十四年十月奈良県 部を改正する条例

める。 第九条第二項第三号か ら第五号までの規定中 「に規定する」 を σ 規定による」 に 改

第十三条第五項中「同一敷地内にある」を削る。

第二十六条の 見出 しを (協力医療機関等) に改め、 同条第一 項を次 のように 改 8

る

機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えな 病院に限る。 掲げる要件を満たす協力医療機関 を常時確保していること。 養護老人ホ 入所者の病状が急変した場合等にお を定めておかなけ ムは、 入所者 の病状の急変等に備 ればならな (第三号の要件を満たす協力医療機関 1 て医師又は看護職員が相談対応を行う体 い。ただし、 えるため、 複数の あら 医療機関を協 カン じ め にあ 次 0 \mathcal{O} 力医療 各号に 7 制

- 時確保していること。 当該養護老人ホ A からの 診療 \mathcal{O} 求め が あった場合にお 11 て診療を行う 体 制 を常
- 三 療機関その他の医療機関 入院を原則として受け入れる体制を確保 入所者の病状が急変した場合等に 0 医師が診療を行 お 11 て、 V て V 当該養護老人 . ること。 入院を要すると認め ホ A \mathcal{O} られた 医師 又は 入 所 協 力医 \mathcal{O}

第二十六条中第二項を第六項とし、 第一 項 \hat{O} 次に次 \mathcal{O} 四項を加える。

- 2 ばならな した場合等の 養護老人ホ 対応を確認するとともに、 ムは、 年に一 回以上、 協力医療機関との間で、 協力医療機関の名称等を知事に届け出なけ 入所者 の病 状が 急変 n
- 3 十年法律第百十四号) 養護老人ホ ムは、 感染症の予防及び感染症 第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関 の患者に対する医療に 関 する法律 (次項に 伞

お るよう努めなければならない。 九項に規定する新感染症をいう。 規定する新型インフル いて 「第二種協定指定医療機関」 エンザ等感染症、 次項において同じ。 という。 同条第八項に規定する指定感染症又は同条第 との間で、 の発生時等の対応を取り決め 新興感染症 (同条第七項に

- 4 当該第二種協定指定医療機関との間で、 行わなければならない 養護老人ホ ムは、 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合に 新興感染症の発生時等の対応に 9 いて協 お 11 議を ては
- 5 所させることができるよう努め 養護老人ホ 退院が ムは、 可能となっ 入所者が協力医療機関等に入院 た場合に なけ れば お 1 ては、 ならない 再び当該養護老人ホ した後に、 当該 入所者 Δ に速やか \mathcal{O} 病 状が

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 規定の 正後の奈良県養護老人ホ う努めなければ」とする。 この条例の施行の 適用に つい ては、 日から令和 同 項中 A \mathcal{O} 設備及び運営の基準に関する条例第二十六条第一項の 九年三月三十一日までの間におけるこの条例による改 「定めておかなければ」とあるのは、 「定めておくよ